

国立大学法人岐阜大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案するとともに、その者の職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与法を参考として、期末特別手当の支給率を6月期については100分の5引き下げ、12月期については100分の5引き上げた。国の指定職または他の国立大学法人の役員に対して支給される手当を参考として、1月1日から地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当を規定した。

理事

国家公務員の給与法を参考として、期末特別手当の支給率を6月期については100分の5引き下げ、12月期については100分の5引き上げた。国の指定職または他の国立大学法人の役員に対して支給される手当を参考として、1月1日から地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当を規定した。

理事(非常勤)

改定なし

監事

国家公務員の給与法を参考として、期末特別手当の支給率を6月期については100分の5引き下げ、12月期については100分の5引き上げた。国の指定職または他の国立大学法人の役員に対して支給される手当を参考として、1月1日から地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当を規定した。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 17,349	千円 12,720	千円 4,534	千円 95 (地域手当)			
A理事	千円 13,793	千円 10,056	千円 3,584	千円 75 (地域手当) 78 (通勤手当)			
B理事	千円 13,765	千円 10,056	千円 3,584	千円 75 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,765	千円 10,056	千円 3,584	千円 75 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	千円 12,044	千円 8,688	千円 3,096	千円 65 (地域手当) 24 (通勤手当) 65 (広域移動手当) 105 (単身赴任手当)			◇

E理事	千円 13,765	千円 10,056	千円 3,584	千円 75 49 (地域手当) (通勤手当)			
A監事	千円 11,036	千円 7,800	千円 2,780	千円 58 397 (地域手当) (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,856	千円 1,856	千円 0	千円 0 ()		3月31日	※

注1:総額及び各内訳については千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

- ・「退職公務員」:常勤の国家公務員として職務に従事した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。
①専ら教育、研究又は医療に従事した者(大学教授、研究者、医師等)②国家公務員としての勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下)であった者③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)
- ・「役員出向者」:国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員として在職する者とする。
- ・「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

注3:「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注4:「広域異動手当」とは、勤務箇所を異にして異動した役員に支給しているものである。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教育・研究活動及び大学運営に係る人材の有効活用を推進するため、本学にて決定された当初予算の範囲内で最も効率的に運用できるよう人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告を基本として、給与水準を決定する予定である。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定める人事評価の結果を基礎資料とし、職員が職務を通じて発揮している能力(職務遂行能力)によって任用、給与等の処遇に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給区分を5段階とし、毎年1月1日の昇給の日以前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

給与法を基本として、次のとおり改定した。

- ① 期末手当の支給率を6月期については100分の2.5引き下げ、12月期については100分の2.5引き上げた。
- ② 勤勉手当の支給率を100分の2.5引き上げた。
- ③ 平成23年4月1日において43歳未満の職員のうち、平成22年1月1日において昇給した職員等の号給調整を実施した。
- ④ 月60時間を超える超過勤務時間の積算の基礎に法定休日における勤務の時間を含めることとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1429	42.8	6,502	4,872	84	1,630
事務・技術	289	41.6	5,221	3,947	104	1,274
教育職種 (大学教員)	652	49.1	8,444	6,277	92	2,167
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	372	33.8	4,454	3,376	47	1,078
技能・労務職種	7	55.4	5,412	4,091	83	1,321
教育職種 (附属義務教育学校教員)	30	36.4	6,020	4,621	89	1,399
医療職種 (病院医療技術職員)	78	38.7	5,085	3,863	125	1,222
その他医療職種 (看護師)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	83	35.1	3,993	3,748	53	245
事務・技術	10	44.0	3,007	2,305	71	702
教育職種 (大学教員)	6	50.3	6,649	5,105	97	1,544
医療職種 (病院医師)	62	32.3	3,932	3,932	45	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	3	26.8	3,532	2,736	33	796

〈年俸制適用者〉

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	11	44.0	5,527	5,527	74	0
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	4	36.3	5,548	5,548	77	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特任教員	6	48.7	5,921	5,921	71	0

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	2					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特定研究者	1					
特定研究支援者	1					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: (年俸制適用者)常勤職員、在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

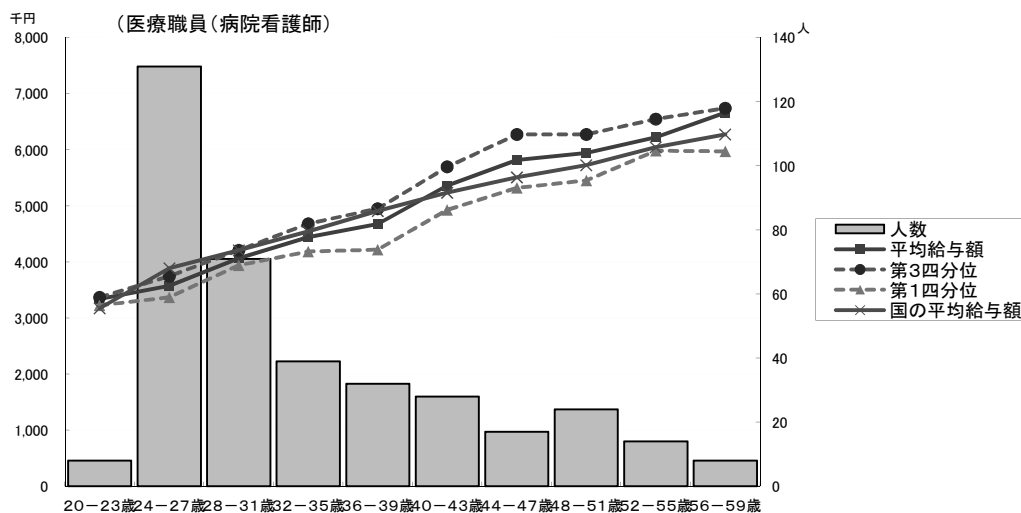
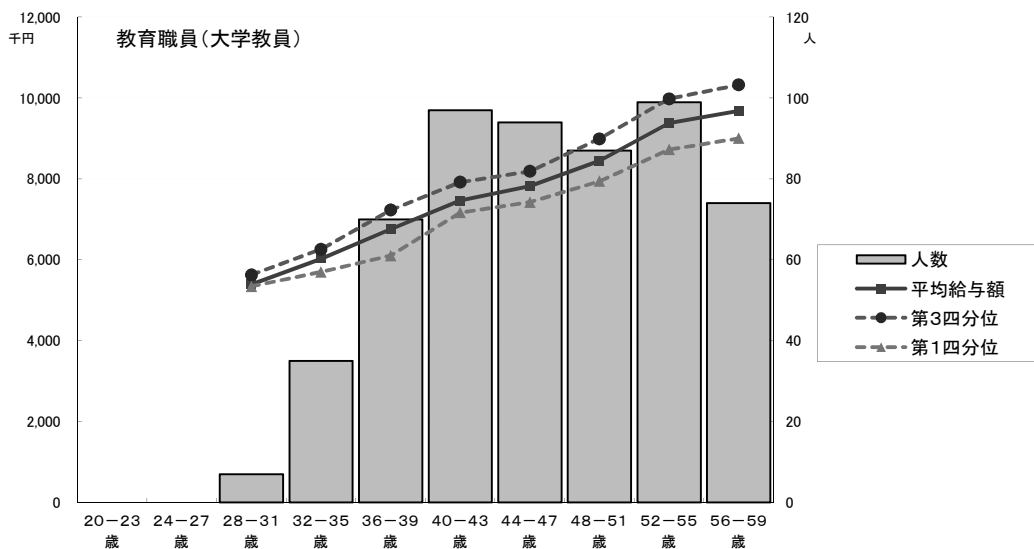
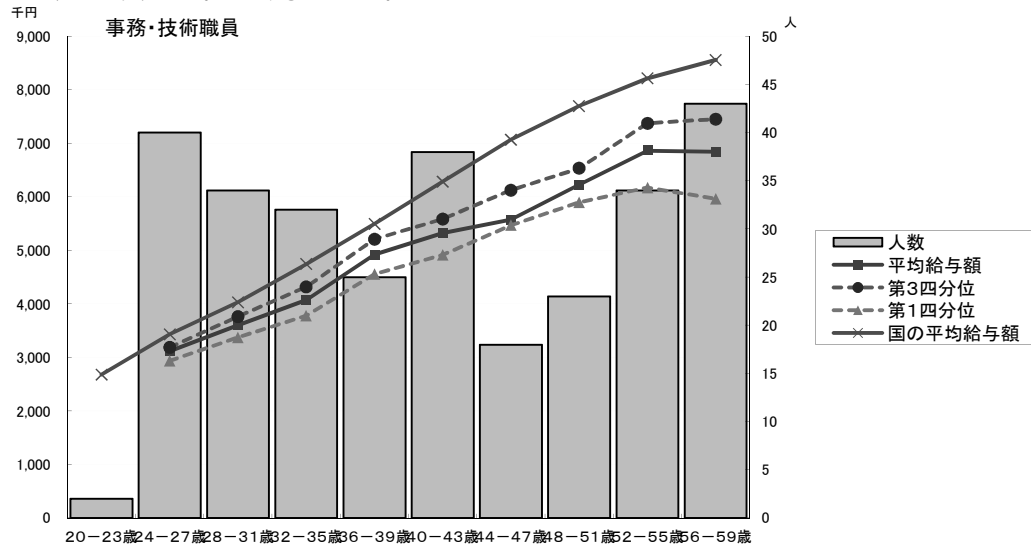
注4: (年俸制適用者)任期付職員の事務・技術、非常勤職員の特定研究者及び特定研究支援者については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5: 「特任教員」とは、本学の運営上特に必要な授業、教育指導、研究、就職指導、入学試験、国際交流、地域連携等に携わることにより、本学の教育、研究等の一層の充実及び活性化に資することを目的として、雇用される者をいう。

注6: 「特定研究者」とは、特定研究プロジェクトを推進するため、当該事業年度を超えない範囲で雇用される博士の学位を有する者をいう。

注7: 「特定研究支援者」とは、特定研究プロジェクトを推進するため、当該事業年度を超えない範囲で雇用される修士の学位を有する者をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:事務・技術職員の20歳～23歳は、2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	7	56.9	9,131	9,471	10,040
課長	21	54.8	7,374	7,626	7,825
課長補佐	38	53.4	6,234	6,440	6,623
係長	102	44.5	5,087	5,456	5,888
主任	32	40.9	4,124	4,664	5,047
係員	89	29.1	3,067	3,394	3,678

注1:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「事務主幹」を含み、「課長補佐」には「事務長補佐」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	261	56.6	9,200	9,811	10,471
准教授	214	46.3	7,589	7,917	8,356
講師	39	46.6	7,412	7,635	7,925
助教	137	40.0	5,828	6,483	7,075
助手	1		-		-

注:助手の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	3	50.8	-	6,759	-
看護師長	23	48.6	6,122	6,339	6,552
副看護師長	47	44.7	5,277	5,658	5,999
看護師	298	30.7	3,508	4,024	4,284

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長	課長	部長
人員 (割合)	289人	50人 (17.3%)	43人 (14.9%)	128人 (44.3%)	38人 (13.1%)	15人 (5.2%)	9人 (3.1%)	6人 (2.1%)
年齢(最高～最低)		47～20歳	58～27歳	59～32歳	58～46歳	58～39歳	59～49歳	59～52歳
所定内給与 年額(最高～最低)		3,105～ 1,732千円	3,657～ 2,447千円	5,052～ 2,755千円	5,113～ 4,157千円	5,934～ 4,815千円	6,756～ 5,821千円	7,878～ 6,764千円
年間給与額 (最高～最低)		3,956～ 2,289千円	4,842～ 3,269千円	6,697～ 3,676千円	6,899～ 5,602千円	7,786～ 6,540千円	8,810～ 7,682千円	10,450～ 9,131千円

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	部長
人員 (割合)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)			
所定内給与 年額(最高～最低)			
年間給与額 (最高～最低)			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	652人	1人 (0.2%)	79人 (12.1%)	97人 (14.9%)	214人 (32.8%)	261人 (40.0%)	該当者なし
年齢(最高～最低)			63～30歳	64～32歳	64～33歳	64～40歳	
所定内給与 年額(最高～最低)			5,348～ 3,133千円	6,431～ 4,337千円	6,858～ 4,224千円	9,387～ 5,738千円	
年間給与額 (最高～最低)			6,988～ 4,188千円	8,546～ 5,769千円	9,387～ 5,693千円	12,534～ 7,783千円	

注:1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	372人	該当者なし	298人 (80.1%)	47人 (12.6%)	23人 (6.2%)	3人 (0.8%)	1人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高～最低)			59～23歳	57～32歳	56～41歳	53～48歳		
所定内給与 年額(最高～最低)			4,743～ 2,442千円	5,116～ 3,355千円	5,141～ 4,162千円	5,105～ 4,835千円		
年間給与額 (最高～最低)			6,295～ 3,227千円	6,816～ 4,390千円	6,942～ 5,609千円	6,890～ 6,641千円		

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、

「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	62.2	64.9	63.6
	最高～最低	47.6～32.9	46.4～30.7	45.2～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	64.6	67.4	66.0
	最高～最低	40.5～31.4	37.8～29.0	39.1～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	62.7	65.4	64.1
	最高～最低	51.3～33.3	47.9～30.3	49.5～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	64.8	67.4	66.2
	最高～最低	45.2～32.2	41.8～29.5	43.4～30.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	64.2	66.6	65.5
	最高～最低	40.5～31.7	37.8～29.3	39.1～30.4

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 84.0

対他の国立大学法人等 95.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 96.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 97.5

対他の国立大学法人等 97.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.0	
	参考	地域勘案 90.1 学歴勘案 84.1 地域・学歴勘案 90.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0% (国からの財政支出額 14,240,102千円, 支出予算の総額 37,431,579千円：平成23年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与、報酬等支出総額の割合は約73.5%であるが、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は38.0%であり、また、事務・技術職員の対国家公務員指数が84.0であることから、人件費、給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	現在の状態を維持し、今後も給与水準の適切性に努めていきたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.5	
	参考	地域勘案 97.2 学歴勘案 95.4 地域・学歴勘案 99.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0% (国からの財政支出額 14,240,102千円, 支出予算の総額 37,431,579千円：平成23年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与、報酬等支出総額の割合は約73.5%であるが、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は38.0%であり、また、医療職員(病院看護師)の対国家公務員指数が97.5であることから、人件費、給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	現在の状態を維持し、今後も給与水準の適切性に努めていきたい。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

93.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,469,794	千円 10,522,652	千円 △ 52,858	(%) (△0.5)	千円 △ 52,858	(%) (△0.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,015,575	千円 1,240,928	千円 △ 225,353	(%) (△18.2)	千円 △ 225,353	(%) (△18.2)
非常勤役員等給与 (C)	千円 4,291,531	千円 3,976,037	千円 315,494	(%) (7.9)	千円 315,494	(%) (7.9)
福利厚生費 (D)	千円 1,839,220	千円 1,722,123	千円 117,097	(%) (6.8)	千円 117,097	(%) (6.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,616,120	千円 17,461,740	千円 154,380	(%) (0.9)	千円 154,380	(%) (0.9)

注1:「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」の減は、年間平均支給人員数の減(△13名)が主な要因である。また、「最広義人件費」の増は、「非常勤役員等給与」の増及びそれに伴う「福利厚生費」の増が主な要因である。
- ② i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
 - ・事務・管理業務の合理化、効率化と事務組織の見直しを行い、人件費を抑制する。
 - ・教員、技術職員及び非常勤講師の適正な配置を行うなどの人員配置の効率的運用を推進する。
 - iii) 人件費削減の取組の進捗状況
 - ・当年度までの各年度の人件費削減率
計算式=(各年度の金額-基準年度の金額)÷基準年度の金額×100
 - ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)
計算式=((各年度の金額-基準年度の金額)÷基準年度の金額×100)-(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,131,300	11,795,458	11,550,244	11,352,266	10,828,246	10,522,652	10,469,794
人件費削減率 (%)		△ 2.8	△ 4.8	△ 6.4	△ 10.7	△ 13.3	△ 13.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 2.8	△ 5.5	△ 7.1	△ 9.0	△ 10.1	△ 10.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年及び平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲10.3%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲10.5%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連することについて

〈役員〉

・平成24年7月から実施

〈職員〉

・平成24年7月から実施